（手数料）

第二十五条　法第七十一条の国土交通省令で定める額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第七条第四項の筆記試験を申請する者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）　六千五百円

二　法第七条第四項の筆記試験を申請する者のうち、法第八条第一項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者　三千百五十円

三　法第七条第四項の筆記試験を申請する者のうち、法第八条第二項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者　六千八百円

四　法第七条第四項の口述試験を申請する者（次号及び第六号に掲げる者を除く。）　一万六千三百円

五　法第七条第四項の口述試験を申請する者のうち、法第八条第一項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者　三千二百円

六　法第七条第四項の口述試験を申請する者のうち、法第八条第二項の規定により学術試験の一部の免除を受ける者　三千二百円

七　法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、筆記試験を申請する者　六千五百円

八　法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、口述試験を申請する者　一万六千三百円

九　水先人の免許の有効期間の更新を申請する者　四千二百円

十　法第十三条第一項又は第二項の規定により身体検査を受ける者　千四百五十円

2　水先免状の再交付を受けようとする者は、四千円の手数料を納付しなければならない。

3　前項及び法第七十一条の手数料は、手数料に相当する収入印紙を申請書又は第十三号様式の納付書にはつて納付しなければならない。

4　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

（手数料）

第二十五条　法第七十一条の国土交通省令で定める額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第七条第四項の筆記試験を申請する者　九千七百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）筆記試験を申請する場合にあつては、九千五百円）

（新設）

二　法第七条第四項の口述試験を申請する者　一万千九百円（電子情報処理組織により口述試験を申請する場合にあつては、一万千八百円）

（新設）

（新設）

三　法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、筆記試験を申請する者　九千七百円（電子情報処理組織により筆記試験を申請する場合にあつては、九千五百円）

四　法第十条第四項（法第十一条において準用する場合を含む。）の規定により、口述試験を申請する者　一万千九百円（電子情報処理組織により口述試験を申請する場合にあつては、一万千八百円）

五　水先人の免許の有効期間の更新を申請する者　二千六百円

六　法第十三条第一項又は第二項の規定により身体検査を受ける者　千七百円

2　水先免状の再交付を受けようとする者は、二千四百五十円（電子情報処理組織により再交付の申請をする場合にあつては、二千三百円）の手数料を納付しなければならない。

3　前項及び法第七十一条の手数料は、手数料に相当する収入印紙を申請書又は第十三号様式の納付書にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前二項の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により当該手数料を納付するときは、現金をもつてすることができる。

4　（略）